

旧中野刑務所正門の移築・修復工事に係る設計業務等について(中間報告)

旧中野刑務所正門(区指定有形文化財:旧豊多摩監獄表門)の移築・修復工事に係る設計業務等について、下記のとおり報告する。

記

1 設計業務について

令和3年度策定の「旧中野刑務所正門基本計画」における修復計画及び耐震補強計画に基づき、中野区指定有形文化財である旧中野刑務所正門(以下、正門という。)の移築・修復に伴う設計業務を令和4年度から開始した。

設計に際しては、区指定有形文化財として、その歴史的、文化財的価値を考慮すること、また、竣工から100年を超える煉瓦造建造物であることから、移築(曳家)による負荷を十分考慮した設計とする必要がある。

2 委託期間

令和4年7月16日～令和5年10月31日

3 業務内容

(1) 基本設計業務

①現地調査(～令和4年10月完了)

- ア 構造調査
- イ 建具詳細調査(木製大扉、鋼製大扉)
- ウ 照明器具詳細調査(中央通路上照明器具)
- エ 微動測定(耐震補強計画用)
- オ 仮囲い解体

②基本設計(～令和5年4月)

- ア 設計条件等の整理
- イ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ウ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況調査及び関係機関との打合せ
- エ 基本設計方針の策定
- オ 基本設計図書の作成
- カ 概算工事費の検討
- キ 基本設計内容説明等

(2) 実施設計業務(令和5年5月～10月)

- ①特記仕様書の作成
- ②修復及び構造補強の詳細設計
- ③修復設計図(意匠・構造・設備)
- ④構造計算書作成
- ⑤積算・数量計算書作成 等

(3) 建築基準法第3条第1項第3号に基づく適用除外申請等

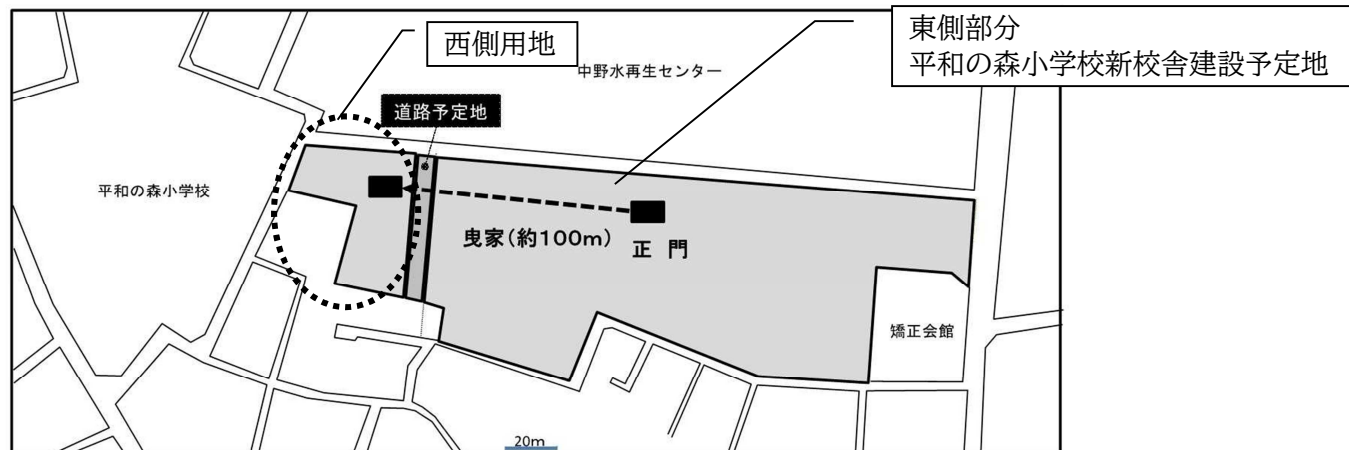
「建築基準法第3条第1項第3号」に基づく申請に係る図書(構造評定の取得含む)の作成を行う。また、その他の関係条例の協議、届出、申請に係る図書の作成を行う。

4 西側用地の取扱いについて

区は令和3年3月、財務省から旧法務省矯正研修所跡地（新井三丁目37番）を学校用地及び地区施設道路用地として取得した。

当該敷地を分筆し西側部分である西側用地（1,894㎡）は、学校用地から正門移築予定地とし、正門を曳家により移築することとして設計等を進めている。

■矯正研修所跡地



5 今後の予定

令和4年度

2月20日～ 正門の保存活用に関する区民意見の聴取（メール、FAX等）
3月下旬 移築・修復工事に係る基本設計（案）についての住民説明会

令和5年度

4月末 移築・修復工事に係る基本設計業務の完了
10月末 移築・修復工事に係る実施設計業務の完了

令和6年度

4月 移築・修復工事の着工

令和7年度

移築工事の完了

令和8年度

修復工事の完了

令和9年度以降

正門の公開開始

※（参考）正門の移築完了後、西側用地を平和の森公園の拡張用地として、都市計画公園の手続き等を進めることを予定している。

想定スケジュール

（令和7、8年度）都市計画決定、事業認可、用地買戻し
（令和9年度）整備工事、公園開設